（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した平成二十七年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。 1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、零未満の場合は零とする。）とする。 算式 $\frac{(B+C-D)\times 173{,}000-(27{,}200\times A)}{A\times 188{,}000}$ 算式の符号 ［略］ ［2～4　略］ 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\{(B+C)\times 0.746\}/A$ 算式の符号 ［略］ B　次の算式によつて算定した額 算式
	二　河川費	河川の延長	
	三　その他の土木費	人口	

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した平成二十二年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。 1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、零未満の場合は零とする。）とする。 算式 $\frac{(B+C-D)\times 166{,}000-(27{,}300\times A)}{A\times 181{,}000}$ 算式の符号 ［同左］ ［2～4　同上］ 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\{(B+C)\times 0.719\}/A$ 算式の符号 ［同左］ B　次の算式によつて算定した額 算式
	二　河川費	河川の延長	
	三　その他の土木費	人口	